

警 察 署 協 議 会 会 議 録

糸島警察署協議会

開催年月日時	令和5年5月22日 午後 4時00分 から 令和5年5月22日 午後 5時30分 まで	
開催場所	糸島警察署3階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、総務第二係長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 新型コロナウイルスが、5月8日付で2類から5類へ移行したため、コロナ禍で中止・縮小を余儀なくされた各種行事も、コロナ禍前と同様に開催されるようになった。 委員や幹部の交代もあったが、本日も活発な意見交換をよろしく願います。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 御多忙中のところ、出席いただき感謝申し上げます。</p> <p>○ 3月9日付の人事異動で糸島警察署長に着任し、2か月以上が経過し、ようやく糸島に慣れてきたところである。 先日、複数の警察官が情報漏洩等により懲戒処分を受けたとの報道がなされた。委員の皆様には、御迷惑・御心配かけたこととお詫び申し上げます。</p> <p>○ 委員の皆様においては、警察改革に伴う緊急提言を受け、平成13年6月に警察署協議会が設置された以降、警察署長の諮問機関として、糸島警察署の安全安心なまちの実現に向けた各種業務運営について建設的な意見要望を賜り感謝申し上げます。</p> <p>○ 5月8日付で、新型コロナウイルスも2類から5類へ移行し、令和2年以降、様々な制約下で開催されてきた警察署協議会も、今回は通常通りの開催となった。 5類に移行したとはいえ、決して油断することなく管内の治安対策にいささかの間隙も生じさせることがないよう、感染防止に万全を期す方針である。</p> <p>○ 糸島警察署管内の犯罪情勢の推移について、指標となる刑法犯認知件数は平成12年がピークで2390件、その後、平成14年以降は国を上げた総合的な犯罪抑止対策の取り組みにより、当署管内においても認知件数は右肩下がり減少し、令和3年には最小の313件となった。 しかし、令和4年からは増加に転じ、本年も前年同期比で増加となっており、極めて憂慮すべき状況となっている。</p>		

議 事 概 要

- 増加の要因は、複合的なものと考えられるが、署員一丸となって治安対策に取り組むとともに、糸島市民の「自分のまちは自分たちで良くしたい、守りたい」という熱い気持ちによる各種犯罪抑止対策と協力して、認知件数を減少させていく。
- 本日は、協議事項として糸島警察署管内の事件事故発生状況、カスタマーハラスメント対策について報告を予定しているので、率直な意見を願います。

【報告事項等】

- 1 糸島警察署管内の事件発生状況（生活安全課長）
 - (1) 刑法犯認知件数
 - (2) 人身安全関連事案への対応
 - (3) 自転車盗の発生状況
 - (4) ニセ電話詐欺の発生状況
- 2 糸島警察署管内の事故発生状況（交通課長）
 - (1) 県下における事故発生状況
 - (2) 糸島警察署管内における事故発生状況
 - (3) 糸島警察署管内における飲酒運転の発生状況
 - (4) 糸島警察署における交通指導取締り実施状況
 - (5) 広報啓発活動の推進状況
- 3 福岡県警察におけるカスタマーハラスメント対策について（総務課長）
 - (1) 取組の趣旨
 - (2) 県警察におけるカスタマーハラスメントの定義
 - (3) 対策の概要
 - (4) 運用開始

【質疑応答】

- 委員から「刑法犯認知件数の増加要因に、コロナ対策の緩和による人流増加が考えられるとあったが、人流の増加とはどういう意味か。」との質疑がなされ、生活安全課長から「コロナ禍における行動制限が緩和され、多くの人が屋外で行動するようになったということである。」との回答がなされた。
- 委員から「カスタマーハラスメントに関して、職員が一人で問題を抱え込み、他の職員と情報共有ができないような事態にならないように配慮をお願いしたい。」との要望がなされ、総務課長から「職員が一人で対応して問題を抱え込むことは、想定されている。日ごろから話しやすい環境を構築し、対応した職員が抱え込まないようにしていく。」との回答がなされ、副署長からは「担当者のみではなく、必要に応じて専門の係に引き継いだり、専門の係員が同席した上で対応するなど組織的に対応している。」と回答がなされた。